

募集人登録情報照会制度

一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）および生命保険会社その他保険業法に基づき保険の引受けを行う者（以下「会社」といいます。）は、協会のデータベースに登録され、または保管・管理されている募集人の登録申請等に関する情報（以下「登録情報」といいます。）を、本制度において共同利用（各会社から協会への登録情報の登録等を含みます。）しています。

本制度は、協会および各会社が、登録情報を利用することにより、各会社が適正な募集人の申請等を行うこと、ならびに各会社および協会が募集人に係る情報を適切に管理することを助け、各会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、もって生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的としています。

登録情報は、上記以外の目的で、第三者に提供されることはありません。また、登録情報の利用目的を変更した場合には、協会および各会社のホームページ等に掲載いたします。

登録情報の項目は、募集人氏名、募集人旧姓、氏名コード、性別、生年月日、連絡先、募集人登録番号、代理店登録番号、代理店の名称・住所、代理店管理コード、代理店事務所の名称・住所、代理店母店表示、代理店事務所閉鎖時期、所属代理店事務所、代申会社、代申支社、管理支社、乗合有無、乗合要件未達事由発生時期、クロス特例区分、乗合会社、窓口支社、乗合委託（再委託）契約時期、乗合会社登録時期、乗合解除時期、兼業、登録の種類、入社時期・委託（再委託）契約時期、募集人登録時期、会社登録時期、代理店登録時期、管轄財務局・財務事務所、登録変更および廃業等の事由・発生時期・処理時期、試験免除、変額保険販売資格試験、外貨建保険販売資格試験および専門課程試験の受験時期・受験結果、法令等に基づき募集人登録上必要となる項目、その他本制度の目的を達成するために必要となる募集人、代理店または募集人登録の状況に関する項目です。

登録情報の保管・管理期間は、各会社が登録申請を行った日から廃業等届出を行った日の属する月の翌月末迄とし、保管・管理期間の経過後は速やかに破棄されます。

登録情報については、協会および各会社が管理責任を負います。募集人は、協会の定める手続きにより、登録情報の開示を求めることができます。また、登録情報の内容が事実と相違している場合には、協会の定める手続きにより、登録情報の内容の訂正等を申し出ることができ、つぎのA)～C)に記載の事由を理由とする場合、協会の定める手続きにより、登録情報の利用停止または消去を申し出ることができます。本制度に関するご照会は、登録情報を登録した各会社または協会業務教育部宛にお願いいたします。

各会社の名称・住所・代表者名については、生命保険協会ホームページにてご確認ください。

<https://www.seiho.or.jp/personal/personaldatamanager/>

- ア) あらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを利用する必要がなくなった場合
- エ) 取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合